

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 29 日現在

機関番号：74331

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885125

研究課題名(和文)国際人権条約の人的・場所的適用法理

研究課題名(英文) Research for the Theory Regulating the Personal/Spatial Application of International Human Rights Treaties

研究代表者

杉木 志帆 (SUGIKI, Shiho)

公益財団法人世界人権問題研究センター・研究第一部・専任研究員

研究者番号：00713033

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国際人権条約が締約国の行使する人的管轄に基づき適用される場合と、場所的管轄に基づき適用される場合とを区別した上で、国際人権条約がいかなる場合に締約国領域外でも適用されるのかを検討した。こうした検討を行う上で、とりわけ欧州人権条約並びに米州人権宣言及び米州人権条約の適用範囲に関して、それぞれの履行監視機関の実行を精査した。それにより、上述の国際人権条約において、締約国が権利保障義務を負う者の範囲はいかなる理論に基づき決定されるのかという、国際人権条約の適用法理の一端を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research project has examined in which situation international human rights treaties can be applicable, from the both perspectives of personal jurisdiction and spatial jurisdiction exercised by a state party to certain international human rights treaty. This project especially focused on analyzing the practices of the monitoring bodies for the European Convention on Human Rights, American Declaration of the Rights and Duties of Man and the American Convention on Human Rights. Based on the results of these examinations, this project has clarified part of the theory for the scope of application of international human rights treaties, which determines to whom a state party obliges to secure the rights and freedoms under the above international human rights treaties.

研究分野：国際法、国際人権法

キーワード：国際人権法 管轄 領域外適用 欧州人権条約 米州人権条約 米州人権宣言 欧州人権裁判所 米州人権委員会

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 通常、条約は締約国領域に限って適用されるが、国際人権法分野では、条約はその領域内外を問わず適用される場合がある。国際人権条約の適用は一見すると場当たりのなされているようにも見え、その適用法理については、今日に至るまで確立された見解がない。そのことを最も端的に表しているのが、キューバにある米国のグアンタナモ刑務所の事例である。当該刑務所をめぐっては、当該施設内で生じた米国による人権侵害行為が、国際人権条約等の適用対象となるかどうか社会的にも大きな問題となっている。

(2) このように国際人権条約の適用範囲に関する問題が国際社会において大きな関心を集める背景には、国際人権保障の観点からは、国の行為に起因する人権侵害がその領域外で生じただけで、当該国の締結する国際人権条約の適用範囲外になるのは不合理であるとの考えがある。だが、国際条約は国家間合意に基づき締結されるため、国際法上、国は一定の範囲の者に対してのみ国際人権条約上の権利を保障するよう合意することが可能である。国際人権条約の領域外適用に関する問題は、国際人権保障の実現にあたり、国際人権保障制度がどこまで寄与することができるのかという問題を内包しており、理論的な整理が求められる。

## 2. 研究の目的

(1) 以上の背景を踏まえ、本研究は、国際人権条約の適用範囲について規律する法理を探求することを目的とする。具体的には、国際人権条約の締約国は、誰に対して当該条約上の権利を保障する義務を負うのかを検討する。

(2) そのために、本研究では、国際人権条約における「管轄(jurisdiction)」概念を分析する。主要な国際人権条約のいくつかは、その適用範囲について個別の規定を設けている。それによれば、人権条約の締約国は、その管轄の下にある者に対して条約に規定される権利を保障するよう義務づけられており、「管轄」が有する意味を明らかにすることが、国際人権条約の適用法理を探求するための鍵であることがわかる。

(3) 国際人権条約における「管轄」の意味を探るために、本研究では、条約適用を人的管轄に基づく適用と場所的管轄に基づく適用とに分けて、それぞれ分析を行う。次いで、以上の研究成果を踏まえ、条約の人的・場所的適用を一元的に規律する法理が存在するのかどうかを、理論的・実証的に探求したい。

## 3. 研究の方法

### (1) 理論研究

理論的に特に問題となるのは、国際人権条約における管轄概念と一般国際法上の管轄概念とが同義であるかどうかという点である。この点を明らかにするため、本研究では一般国際法上の管轄概念に関する文献及び国際人権条約における管轄概念に関する文献を収集し、その分析を行った。

### (2) 実証研究

理論の妥当性を証明するためには、実際の事例を分析する必要がある。そのため、本研究では、理論研究と併せて実証研究も行った。特に、国際人権条約の適用に関する、条約履行監視機関の見解、決定及び判決を収集し、その分析を行った。

(3) 以上のほか、所属機関で開催される研究会をはじめとする国内外の学会や研究会において情報収集を行い、研究報告を行うことで、研究の精緻化に努めた。

国内の勉強会で行った研究報告のうち、主たるものは下記のとおりである。

・杉木志帆「欧州人権条約の領域外適用 パンコビッチ事件受理可能性決定の再検討」国際法研究会、2015年3月7日、京都大学

・杉木志帆「米州人権制度における人権保障規則の適用法理」国際法研究会、2014年1月25日、京都大学

また、国外では、2014年9月23~24日にソウル大学(韓国)で開催されたソウル大学と京都大学に所属する大学院生を中心とした勉強会において、研究報告を行った(研究報告タイトルは“The Extraterritorial Application of the European Convention on Human Rights: the consistency between *Bankovic* and *Al-Skeini*”)。

## 4. 研究成果

(1) 国際人権条約の適用法理を探求する上で最も重要となるのは、法的拘束力のある決定及び判決を下す権限を有し、かつ判例の蓄積がある欧州人権裁判所の立場である。

2001年のパンコビッチほか対ベルギーほか事件欧州人権裁判所受理可能性決定(パンコビッチ事件決定)は、コソボ紛争を受けて1999年に実施された北大西洋条約機構(NATO)による空爆の犠牲者が、空爆に参加した欧州諸国による欧州人権条約違反を申立てた事件である。当該決定では申立の受理可能性が否定され、欧州人権条約の領域外適用に限界があることが明示された。したがって、パンコビッチ事件決定をどのように評価するかという問題は、欧州人権条約の適用範囲を検討する上で避けては通れないが、その評価は学説上いまだに定まっていない。

そこで、本研究ではバンコピッチ事件決定をどのように理解すべきであるかを検討した。これを踏まえ、今日の欧州人権裁判所判例法において、バンコピッチ事件決定が有する意義を明らかにした。〔雑誌論文〕

(2) 米州機構には米州人権委員会という内部機関があり、当該委員会は米州人権宣言と米州人権条約の履行監視機関としての地位を有している。本研究では、これらの宣言及び条約の適用範囲について、米州人権委員会がどのような立場をとっているかを検討した。

その結果、米州人権委員会の立場は欧州人権裁判所と同様、国による人に対する支配または場所に対する支配に基づき、米州人権宣言または米州人権条約の適用を認める立場をとっていることを確認した。このように、米州人権委員会の立場は欧州人権裁判所の立場と類似する。ただし、事例を詳細に検討することで、両者の立場には相違点もあることが明らかとなった。

とりわけ、人に対する支配の観点からは、公海上空を航行中にキューバにより撃墜された米国 NGO 所属の民間航空機のパイロットがキューバの管轄下にあると認められた、1999 年のアルハンドレ対キューバ事件と、欧州人権裁判所のバンコピッチ事件決定との相違点が注目される。また、場所に対する支配の観点からは、2008 年にコロンビアがエクアドルにあるコロンビア革命軍の野営地を空爆し、その後数時間程度当該野営地を探索した際、その直後から行方不明となったモリナ氏がコロンビアの管轄の下にあると認められた、2010 年のフランクリン・アイサラ・モリナ、エクアドル対コロンビア事件とバンコピッチ事件決定との相違点が注目される。〔雑誌論文〕

(3) 国際人権条約の適用範囲を検討する際には、検討対象となる国際人権保障制度の基本構造を理解しなければならない。本研究を実施する過程で得た基本的な知見のなかでも、米州人権保障制度とアフリカにおける人権保障制度について、それぞれ発表する機会を得た。

アフリカにおける人権保障制度については、バンジュール憲章採択以前の地域的人権保障、バンジュール憲章の特徴、バンジュール憲章に基づく人権保障制度、アフリカ人権保障制度の課題及び展望について概要を説明した〔雑誌論文〕。

また、米州人権保障制度については、米州人権委員会の法的地位及びその機能、米州人権裁判所の機能、米州人権保障制度の課題について概要を説明した〔雑誌論文〕。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

杉木志帆「欧州人権条約の領域外適用  
バンコピッチ事件受理可能性決定の再検討」研究紀要(世界人権問題研究センター)第 20 号(2015 年)印刷中(査読有)

杉木志帆「米州人権保障制度における国の人権保障義務の範囲 領域外適用を基礎づける管轄の連関」研究紀要(世界人権問題研究センター)第 19 号(2014 年)39 - 66 頁(査読有)

杉木志帆「アフリカにおける地域的人権保障の実施」国際人権ひろば、No. 120(2015 年)10-11 頁(査読無)

一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)のニュースレター、国際人権ひろばに関する下記ホームページより、アクセス可能。

<http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/>(2015 年 6 月現在)

杉木志帆「米州における地域的人権保障制度」国際人権ひろば、No. 119(2015 年)4 - 5 頁(査読無)

雑誌論文と同様、ヒューライツ大阪のニュースレター、国際人権ひろばに関する下記ホームページより、アクセス可能。

<http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/>(2015 年 6 月現在)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：

取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

6．研究組織

(1)研究代表者

杉木 志帆 (SUGIKI, Shiho)  
公益財団法人世界人権問題研究センター・  
研究第1部専任研究員  
研究者番号：00713033

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし